

令和7年度「肥前やきもの圏」デジタルスタンプラリー企画運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和7年度「肥前やきもの圏」デジタルスタンプラリー企画運営業務委託

2. 目的

平成28年に文化庁から「日本遺産」としての認定を受けた「肥前窯業圏」について、「肥前窯業圏」活性化推進協議会では、肥前陶磁文化の魅力や陶磁器を核とした文化資源の情報を広く発信し、地域の文化的賑わいを創出するために様々な事業に取り組んでいる。本業務は、その一環として、圏域内の窯業関連施設や観光施設等を巡るデジタルスタンプラリーを実施することで、圏域内の誘客・周遊を促し肥前窯業圏の陶磁器や地域資源の認知向上につなげるとともに、購買促進施策によって圏域内に経済効果をもたらすことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

4. 提案上限額

3,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

5. 業務概要

個人が所有するスマートフォン等（以下、モバイル端末）を活用した、肥前窯業圏を周遊するデジタルスタンプラリー（以下、スタンプラリー）の企画提案、運営（応募受付、問合対応、抽選、賞品手配・発送、アンケートの集約・分析、その他本スタンプラリーの実施に必要な業務）、広報を行う。

肥前窯業圏の周遊を促進するような企画提案を行うこと。なお、可能な限り肥前窯業圏のやきもの等の購買促進につながる施策を実施すること。

また上記以外に、受託者の強みを生かし、予算の範囲内で自由に企画し提案を行ってよいこととする。

6. 業務内容

(1) スタンプラリーの企画提案及び運営業務

ア 企画提案の概要

(ア) スタンプ獲得数に応じて応募可能な賞を設定したスタンプラリーを企画提案する。

(イ) やきものに触れ、楽しむ機会となるスタンプラリーとすること。

- (ウ) メインターゲット層は、九州北部（佐賀県・長崎県・福岡県）の20～40代女性とする。
 - (エ) 参加者数の目標値は4,000名とする。
 - (オ) 本地域のイメージにふさわしいスタンプラリーの名称、キャッチコピー等を提案し、委託者と協議の上決定すること。
 - (カ) スタンプまたはポイントの獲得方法は、GPS、二次元コード、ナンバー入力等、参加者にわかりやすく、かつ利便性の高い方法とすること。なお、スタンプ獲得エラーが生じた場合に備えて、複数の取得方法を用意するなどの対策を取ること。
 - (キ) スタンプスポットの設定は下記の通りとする。
 - ・スタンプスポットは肥前窯業圏内の7市町から同数程度ずつ選出する。
 - ・スタンプスポットの詳細は、委託者でとりまとめの上、受託者に伝達する。
- ※「肥前窯業圏」の圏域内の7市町
- (佐賀県) 唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町
 - (長崎県) 佐世保市・波佐見町
- (ク) 一定のスタンプ（またはポイント）を集めた参加者は、抽選で賞品が当たる仕組みとすること。

イ 開催期間

令和7年10月1日（水）～令和8年1月13日（火）（予定）

ウ スタンプラリーに使用するシステム

参加者がスタンプラリーに使用する端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次の機能を備えること。ただし、既存のデジタルスタンプラリーシステムの活用も可とする。

- (ア) 原則はスマートフォンの使用を想定しているが、可能な限り多くのモバイル端末に対応可能なシステムとすること。
- (イ) 参加者が自らの意思で簡易にスタンプラリーに参加できるシステムとすること。
- (ウ) 参加者が獲得できるスタンプ数（またはポイント数）は、委託者またはシステム管理者が自由に配点を調整できる仕様とすること。
- (エ) スタンプ（またはポイント）の獲得数に応じて賞品の抽選に応募できるものとする。
- (オ) スタンプラリー参加の際または賞品応募の際には、委託者の定める内容のアンケートを設定し、参加者の負担のない範囲で情報収集すること。

収集した結果はとりまとめの上、委託者に提供すること。

- (カ) スタンプラリー参加中にモバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限りスタンプラリーの履歴が引き継げるようなシステムとすること。

エ 備品の準備

必要に応じて、スタンプラリーの実施に必要な備品（各スタンプスポットへの掲示用二次元コード等）を準備し、委託者に納品すること。なお、各スタンプスポットで各自に準備可能なもの（掲示に使用するテープ、画鋏等）は含まれない。

オ 簡易マニュアル及びQ&A作成

スタンプスポットの施設スタッフを想定した簡易マニュアル・Q&Aを作成すること。記載内容は、委託者と協議の上確定する。

カ システム・WEBページ保守運用

本スタンプラリーのシステムを保守運用すること。（本スタンプラリーが掲載されたWEBページの作成・保守運用・公開を含む。）

キ 問合せ対応

実施期間中に問合せ窓口を設置し、本スタンプラリーの遂行に関して、参加者からいただいた意見、要望、問合せ、苦情等に対応すること。問合せの内容と対応結果を随時委託者へ報告すること。

ク 参加状況の報告

参加者数・スタンプ押下数を週に2回程度委託者へメール等で報告すること。なお、委託者が常時WEBシステムにログイン可能であるなど、参加者を常に確認できる状態を備えている場合は、定期的な報告は不要とする。

ケ 抽選

賞品応募に対し、特典賞品の応募受付と抽選を実施すること。

コ 賞品手配・発送

当選者決定、賞品の手配、当選者への発送を行うこと。賞品の選定等（内容・個数・金額の決定・発送日等）においては、委託者との協議の上に決定し、各種広報媒体において事前に周知・広報すること。賞品は、集めたスタン

プ（もしくはポイント）に応じて獲得できるものとし、肥前窯業圏の陶磁器等、本スタンプラリーの特色が伝わるものとする。

- ・賞品の重複当選はないこととする。
- ・賞品の発注、梱包、発送対応も委託業務に含む。
- ・賞品の発送に係る費用も委託金額に含む。

サ アンケート実施・集計業務

参加者にアンケートを実施し、属性や立ち寄り数等のデータを集計し提供すること。アンケートの内容は委託者と協議の上決定する。

(2) 広報業務

ア 製作物

- ・本スタンプラリーをPRするためのパンフレット、ポスターを作成するとともに、スタンプラリーの開催期間を考慮し、SNS広告を活用してターゲットに対し適切な情報発信を行い、スタンプラリーの参加促進を図ること。
- ・下記規格は一例であり、予算の範囲内で効果的な広報を行えるよう規格や部数、SNS広告の掲出回数等を提案すること。
- ・広報物の（ア）～（ウ）の製作においては、事務局と連絡調整を行いながら各2回以上の校正を行うこと（（ア）～（ウ）の製作は必須とする）。
- ・必要に応じて、事務局よりロゴやテキスト等の素材を提供することも可能とする。

（ア）パンフレット

スタンプラリーの概要、スタンプスポット一例、賞品詳細を周知するために作成。全スタンプスポットに配布する。（例：A4サイズ、8ページ、カラー）

（イ）ポスター

スタンプラリーの概要、賞品の概要、参加方法を周知するために作成。圏域内の観光施設等に配布する。（例：A2サイズ、カラー）

（ウ）SNS広告

より幅広く本スタンプラリーを周知するため、ターゲット層に合わせてSNS広告を掲出する。掲出媒体はInstagramとし、広告の遷移先は委託者と協議の上決定すること。期間や回数は予算の範囲内で検討、実施すること。

イ 広報物の納品

パンフレット、ポスターの現物を「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局（2箇所：佐賀県文化課、長崎県北振興局商工観光課）に納品すること。

各所への納品数は委託者と協議の上決定する。

(3) その他の業務

その他必要に応じて、本スタンプラリーの実施に係る業務を行うこと。

7. 成果物

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

(1) パンフレット、ポスター

[部数:提案部数 媒体:紙及びデータ (PDF、AI)、提出時期:協議の上決定]

(2) SNS広告素材

[媒体:データ (PDF、JPEG、AI)、提出時期:協議の上決定]

(3) 業務完了報告書 1部

[部数:1部 媒体:紙及びデータ、提出時期:業務完了時]

(4) その他、委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

8. 支払方法

完了払

9. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 業務体制・業務責任者の配置

事業を確実にかつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務の実施に当たっては、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行い、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

委託者と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の実施においては委託者と定期的な協議（オンライン又は対面）を行うなど緊密な連携を取る。なお、遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時委託者と打合せを行うほか、関連事業全体について随時助言を行うものとする。

10. 留意事項

(1) 一般事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施については、委託者と受託者で協議を行い、決定すること。

- ・委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- ・受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる一部の委託についてはその限りではない。
- ・データ作成にかかる印刷、消耗品代、電話代、その他必要な経費の一切は、受託者が支出すること。
- ・本委託業務の中で知りえた個人情報については、個人の権利利益を害することのないよう、適正に取り扱うこと。また、契約時に別途示す個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- ・本スタンプラリー業務が終了した場合は、速やかに業務完了報告書を作成して委託者の確認を受けること。

(2) 著作権等

- ・納品された成果品（パンフレット・ポスター・SNS 広告素材）の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て委託者に帰属する。また、成果品は、委託者がホームページ等への掲載等に随時使用を行えるものとし、必要に応じて再編集・複製等できるものとする。
- ・成果品等に使用する素材（画像、イラスト等）のうち、委託者が調達するものについては、必要な権利処理を委託者で行ったうえで、受託者に提供する。受託者が調達した素材については、必要に応じて受託者で権利処理を行うこと。
- ・本業務委託仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との間で協議するものとする。

(3) 賞品に関する事項

- ・不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）及びその他の関係法令等に抵触しないように配慮すること。